

2017年5月24日

## 少額短期保険ハウスガード 賃貸住宅入居者向け総合保険『新リバップガード』を6月1日より販売開始 補償をワイド化し、社会情勢の変化にも対応/スマホで簡単申込

大東建託グループの大東建託パートナーズ(本社:東京都港区、代表取締役社長:佐藤功次)の100%出資子会社である少額短期保険ハウスガード株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:加科真)は、2017年6月1日より、『賃貸住宅入居者あんしん総合保険“新リバップガード”』の販売を開始します。

『新リバップガード』は、2014年12月の販売開始以来 6万件のお申し込みをいただいた同社の従来商品『リバップガード』に代わる商品で、近年の入居者様ニーズの多様化や社会情勢の変化などに対応するため、補償内容をさらに充実させています。補償のワイド化を行った上、入居者死亡時の貸主請求も可能になります。さらに、QRコードを利用したスマートフォンからの加入手続きを可能とすることで、お客様の利便性を高めています。大切な家財の補償から、建物オーナー様をはじめとする第三者への損害賠償の補償まで、賃貸住宅に入居する方々の暮らしをハウスガードがしっかりとガードします。

### ■新リバップガードの主な特長

#### 1. 補償のワイド化

- 1) 持出家財の補償を追加  
旅先ホテルの火災等で生じた携行品の損害も補償します。
- 2) 再発防止費用の補償追加  
ピッキングによるドアロック被害、および凍結による水道管被害の、再発防止費用も補償します。

#### 2. 社会情勢変化への対応

- 1) 賠償責任補償の被保険者拡大  
重度認知症など責任無能力者が起こした事故の、監督義務を負う別居親族等の賠償責任を補償します。
- 2) 入居者死亡時の修理費用の貸主請求を可能に  
賃貸住宅内での入居者死亡による損害について、入居者の相続人が不明等の場合であっても、貸主が借家人賠償責任補償の保険金を請求できます。

#### 3. お客様の利便性の向上

- 1) QRコードでスマートフォンからの加入手続きを可能に  
スマートフォンでQRコードを読み取りお客様情報を自動反映させるシステム連携により、保険加入および保険料払い込みの手続きが簡単にでき、決済までをその場で完結することができます。また、家賃支払いと合わせたクレジットカード払いを選択することで、自動更新も可能となります。  
代理店様においても、申込書が不要になり、個人情報管理や保険料の収納管理等の負担が軽減され、保険の申し込み受付業務に費やす時間を大幅に短縮できます。
- 2) 銀行振込への払込猶予期間の導入  
法人等のお客様が銀行振込で保険料を払い込む場合、保険始期日に対して払い込みの猶予期間が適用されます。



(ご契約のしおり見本)

## ○新旧補償内容比較表(一部抜粋)

		旧商品「リバップガード」	新商品「新リバップガード」
家財	持出家財	—	～20万円
費用	凍結再発防止費用	—	～1万円
	ピッキング再発防止費用	—	～3万円
賠償	個人賠償	被保険者に 別居の監督義務者は含まない	被保険者に 別居の監督義務者等を追加
	借家人賠償		
その他	入居者死亡損害の貸主請求	不可	入居者の相続人が入居者死亡特別費用保険金を請求しない場合に貸主請求可能 (～100万円)
	保険料クレジットカード払	更新時もスマホで QRコードを読み取り決済	更新時は自動的に決済 (ご案内後自動更新)
	請求書払	—	請求書発行可能 (払込猶予期間あり)

<ハウスガード「新リバップサービス」について> <http://pre.draw4.co.jp/houseguard/html/live-up2/>

<本件に関するお問い合わせ>  
 大東建託株式会社 経営企画室 出澤・和賀  
 TEL:03-6718-9174